

答申第 823 号

情 公 第 1831 号

令和 7 年 10 月 29 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 笹野 章央 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 2 月 14 日付けで諮問された特定暴行事件に関する相談記録一部非公開の件（諮問第 908 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年8月8日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和5年8月8日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、「特定日時に特定の場所で起こった特定暴行事件について、警察が受けた相談の記録」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年8月21日付けで、警察相談受理票及び警察相談措置票（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、本件対象文書に記載された、次に掲げる情報を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 条例第5条第1号により非公開とした情報

警察相談受理票及び警察相談措置票の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影

イ 条例第5条第1号及び第5号柱書により非公開とした情報

(ア) 警察相談受理票の「相談者（申出者）」欄の住所、フリガナ、氏名、電話番号、年齢及び生年月日

(イ) 警察相談受理票の「関係者1」欄の「備考」の一部

(ウ) 警察相談受理票の「件名」欄、「相談要旨（申出内容）」欄の一部及び「受理時の措置」欄の一部

(エ) 警察相談措置票の「相談者（申出者）」欄、「件名」欄及び「措置状況」中の「内容」欄

(3) これに対し、審査請求人は、令和5年11月14日付けで、本件処分のうち、警察相談受理票の「関係者1」欄の「備考」、「件名」欄及び「相談要旨（申出内容）」欄に記載された内容並びに警察相談措置票の「件名」欄に記載された内容（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とした処分について、

行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

ア 審査請求人が求めた特定の時刻・場所において発生した特定暴行事件の記録に対し、実施機関は請求に沿った行政文書を特定し公開していることから、相談の記録の件名や相談内容に含まれる公開請求内容を示す語句を公開しても相談者等の権利利益を害するとは認められない。

イ 関係者1の個人情報であるとして非公開となった部分の情報から当該人物を一意に特定することは困難であり、発生からの時間経過もあり当該情報を公開しても侵害が発生し得ない。

以上のことから条例第5条第1号本文に該当しない。

(2) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

SNS上に公表されたものを公開することは「既に慣行として公表されたものを公開する」ということであることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(3) 条例第5条第5号該当性について

ア 特定暴行事件に係る情報は、目撃者のSNS上への掲載の存在とそれを元にした記事の公開によって公開されているという特殊な事例が前提にあり、このような特殊な状況が前提にある場合は公開するというのであれば、公開することによって警察の相談事務の適正な遂行に支障を来すとまでは言えない。

イ 宮城県情報公開審査会の答申第180号を踏まえると、相談の件名に含まれる開示請求内容を示す語句が存在する場合、条例第5条第5号の適用は不適切であると考ええる。

以上のことから、条例第5条第5号柱書に該当しない。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 件名欄及び相談要旨（申出内容）欄について

警察相談受理票及び警察相談措置票の件名欄には当該相談内容（申出内容）を端的に表す件名が、相談要旨（申出内容）欄には、特定暴行事件に関する相談者からの相談内容が記載されており、これらの情報が公開されれば、個人が相談した内容が明らかとなることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり条例第5条第1号本文に該当する。

イ 関係者1欄の備考について

関係者1の身長や年齢等が記載されており、関係者1の個人に関する情報であることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

SNS上に公表されたものであっても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当せず、さらに、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことも明らかである。

(3) 条例第5条第5号該当性について

本件非公開情報を含む本件対象文書に記載されている情報は、警察相談業務として適正に処理したものであり、これらの情報が公開されれば、相談者等やその申出内容が明らかとなることで、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、相談を行おうとする者が相談をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非公開情報は条例第5条第5号柱書に該当する。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、前記2(3)のとおり、本件非公開情報の公開を求めていること

から、本件非公開情報の条例第5条各号該当性について、以下検討する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、警察相談受理票の「関係者1」欄の「備考」、「件名」欄及び「相談要旨（申出内容）」欄に記載された内容並びに警察相談措置票の「件名」欄に記載された本件相談者が申し立てた内容であると認められるところ、当該情報は、本件対象文書に記載されている本件相談者の氏名等の情報と一体となって特定の個人が識別される情報となるものであることが認められる。

したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨規定している。

当審査会が確認したところ、SNS上に特定日時に特定の場所で起こった特定暴行事件に関するものと思われる情報の記載が認められるものの、SNS上に公表されたとしても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、本件非公開情報は、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第5号該当性について

条例第5条第5号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

当審査会が確認したところ、警察相談受理票の「関係者1」欄の「備考」、「件名」欄及び「相談要旨（申出内容）」欄に記載された内容並びに警察相談措置票の「件名」欄に記載された内容が公開されれば、相談者等やその申出内容が明らかとなることで、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、相談を行おうとする者が相談をためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非公開情報は条例第5条第5号柱書に該当する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 14 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 7 月 31 日 (第 258 回部会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 21 日 (第 259 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 10 月 29 日現在）（五十音順）